

指定年月日名 称 所 在 地 開設者
昭和四十一年 医療法人消和会 倉吉市東岩倉町二二 堀田聖二郎

鳥取県告示第六百二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

辞退年月日 指定医療機関の名称 所 在 地
昭和四十一年十月一日 堀田 病院 倉吉市東岩倉町二二七七番地

鳥取県告示第六百三号

次に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

則同条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第六百五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

登録番号 登録年月日 氏 名 屋 号 住 所 営業所の所在地

米振第一九九号 昭四一、七、二八 内田健二郎 協同組合 米子レストラン協会

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

鳥取県告示第六百六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

登録番号 登録年月日 氏 名 屋 号 住 所 営業所の所在地

鳥振第二五一号 昭四一、八、九 西原 政吉 さかえや 鳥取市立川町一丁目二五 住所に同じ。

鳥取県告示第六百七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

登録番号 登録年月日 氏 名 屋 号 住 所 営業所の所在地

倉振第二二二号 昭四一、八、一九 駒 清子 以都美 東伯郡東伯町大字浦安三〇六の八 住所に同じ。

指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和四十一年七月二十日付けで羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（は場整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第六百四号

昭和四十一年七月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録年月日 指定医療機関の名称 所 在 地
昭和四十一年十一月八日 堀田 病院 倉吉市東岩倉町二二七七番地

鳥取県告示第六百三号

次に森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字久留九八番地の四 羽合砂丘土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録番号 登録年月日 氏 名 屋 号 住 所 営業所の所在地

米子市加茂町二丁目一六 米子商工會議所会館内 住所に同じ。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録番号 登録年月日 氏 名 屋 号 住 所 営業所の所在地

米子市加茂町二丁目一六 米子商工會議所会館内 住所に同じ。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録番号 登録年月日 氏 名 屋 号 住 所 営業所の所在地

米子市加茂町二丁目一六 米子商工會議所会館内 住所に同じ。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録番号 登録年月日 氏 名 屋 号 住 所 営業所の所在地

米子市加茂町二丁目一六 米子商工會議所会館内 住所に同じ。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録番号 登録年月日 氏 名 屋 号 住 所 営業所の所在地

米子市加茂町二丁目一六 米子商工會議所会館内 住所に同じ。

鳥取県告示第六百八号 第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令
第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日
山根 嶽 東伯郡羽合町長瀬一、九 糸医一・二二九 昭和四十一年
五〇番地 十月十九日

鳥取県告示第六百九号 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令
第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県告示第六百十号 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に
より、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬
局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年
政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

(第三種郵便物認可)		昭和41年11月8日 火曜日		鳥取県公報 第3785号	
池淵医院	「境港市栄町二二一	中島医院	相生町四一	池淵 正賢	中島 富久
田中医院大坪出張診療所	八頭郡郡家町大坪七一	菊川医院	用瀬町用瀬四二七	内科、放射線科	田中哲之助
柿坂医院	八東町北山七三	柿坂医院	若桜町若桜一二二五	内科、外科	菊川 定子
柿坂医院若桜出張所	佐治村加茂	井上医院	井上 武	内科、小兒科、婦人科	柿坂 順介
小谷診療所	西伯郡名和町御来屋	佐伯医院	日野郡日野町黒坂一四二五	内科、小兒科、婦人科	小谷 靖彦
辻本歯科医院出張所	西伯郡西伯町落合三一八の三	辻本歯科医院出張所	辻本 正夫	歯科	佐伯 貞

昭和41年10月7日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和41年11月8日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

固惑 四